

## 今帰仁村教育委員会 学習用端末等貸出規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、学習用端末（以下、「端末等」という。）を通して、今帰仁村立小中学校在学のすべての児童生徒が平等に、今帰仁村教育委員会及び在籍する学校等が発信する情報を遅滞なく取得するとともに、学習できる環境を整備すること及び学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合を含む。）において使用する学習者用端末を貸し付けることを目的とし、学校からの伝達事項及び学習活動に使用する為に必要な事項を定めるものである。

### (対象者)

第2条 対象者は、児童生徒の利用に供するため、端末を貸出する年度の4月1日時点で村内の小・中学校に在籍する児童生徒（疫病や入院、不登校など教室で学習することが困難な児童生徒含む）の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）。以下同じ。）で、かつ現在も在籍する児童生徒の保護者とする。

### (端末等)

第3条 貸出端末及び付属品等（充電器等）は、今帰仁村教育委員会が指定したものとする。

- 2 付属品等は、貸出端末以外の機器に使用することはできない。
- 3 貸出端末は今帰仁村教育委員会が発行したアカウントで使用しなければならない。
- 4 貸出端末及び付属品等は、学校を通じて貸出しを行い、長期休業（夏季・冬季）の貸出については、学校長が定める。（学年始・末休業日は除く）

### (貸出期間及び費用)

第4条 端末等の貸出期間は、貸出日から当該学年度末までとする。ただし、申し出がない限り自動的に当該学校を卒業するまで使用できる。

- 2 端末等の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、端末等を借入れる際、今帰仁村学習者用端末等貸出申請書（様式1）を学校長へ提出しなければならない。
- 3 端末等の貸出しは無料とする。

4 借受人は、依頼書の内容に変更が生じた場合は、校長に再度申請書を提出するものとする。

(借受端末の管理等)

第5条 借受人は、端末等の使用方法及び取扱いについて今帰仁村教育委員会及び学校の指導に従い、細心の注意をもって端末等を管理しなければならない。

2 借受人は、端末等を利用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸、又は端末等を営利目的の活動等、目的外の使用をしてはならない。

(損害賠償等)

第6条 借受人は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した場合には、速やかに学校長へ今帰仁村学習用端末等（故障・端末紛失・破損・IDパスワード紛失）報告届（様式2）を提出しなければならない。

(1) 端末を毀損、紛失したとき、または盗難の被害にあったとき

(2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき

(3) 端末が故障により正常に動作しなくなったとき

(4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、またはそれらの恐れのある事実を発見したとき

2 故意または過失による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、端末の全部または一部が使用できなくなった場合、借受人は今帰仁村教育委員会が定める相当の代価を賠償しなければならない。

(ネットワーク接続)

第7条 ネットワーク接続に関しては、原則ご家庭のインターネット回線を使用するものとし、通信費は借受人負担とする。また、回線への接続に係る費用についても、借受人負担とする。

(用途等)

第8条 端末は学習目的としてのみ使用し、目的外での使用に関して生じた不利益については、借受人の責任とする。

(閲覧制限)

第9条 貸出端末に関しては、不適切情報への制限を設定する。

(返却)

第10条 借受人は、貸出期間内に当該児童生徒が使用する端末を変更又は転出するとき及び端末等の貸出期間が終了したときは、速やかに端末等を学校長に返却しなければならない。

2 学校長は、第10条第1項の規定により端末等の返却を受けたときは、端末等が正常に動作することを確認するものとする。

(端末等の貸出管理報告)

第12条 学校長はどの端末等を貸出しているのかを端末等貸出管理簿(様式3)に記載し、必要に応じて今帰仁村教育委員会へ報告する。

(個人所有端末の利用について)

第13条 家庭でのオンライン学習で、貸出端末を持ち帰らずに児童生徒個人の機材を使用することも可能とする。

2 個人の機材を使用する場合、借受人の責任においてペアレンタルコントロールを設定することを推奨する。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は今帰仁村教育委員会が別に定める。

## 附 則

1 この規定は、令和3年4月20日から施行する。

2 この規定の一部を改訂し、令和5年12月21日から施行する。

第1条に下線部を挿入

○第1条 この規定は、学習用端末(以下、「端末等」という。)を通して、今帰仁村立

小中学校在学のすべての児童生徒が平等に、今帰仁村教育委員会及び在籍する学校等が発信する情報を遅滞なく取得するとともに、学習できる環境を整備すること及び学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合を含む。）において使用する学習者用端末を貸し付けることを目的とし、学校からの伝達事項及び学習活動に使用する為に必要な事項を定めるものである。

第2条1項に下線部を挿入

- 第2条 対象者は、児童生徒の利用に供するため、端末を貸出する年度の4月1日時点で村内の小・中学校に在籍する児童生徒（疫病や入院、不登校など教室で学習することが困難な児童生徒含む）の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）。以下同じ。）で、かつ現在も在籍する児童生徒の保護者とする。

第2条2項を削除

第3条1項及び4項に下線部を挿入

- 第3条 貸出端末及び付属品等 （充電器等）は、今帰仁村教育委員会が指定したものである。
- 4 貸出端末及び付属品等は、学校を通じて貸出しを行い、長期休業（夏季・冬季）の貸出については、学校長が定める。（学年始・末休業日は除く）

第4条1項及び2項の波線部を削除し下線部のように変更

- 第4条 端末等の貸出期間は、1ヶ月を目処として、学校長が定める期間とする。貸出日から当該学年度末までとする。ただし、申し出がない限り自動的に当該学校を卒業するまで使用できる。
- 2 端末等の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、端末等を借入れる際、今帰仁村学習者用端末等 （貸出・延長） 貸出 申請書（様式1）を学校長へ提出しなければならない。※様式1についても名称を変更

第4条4項を挿入

- 4 借受人は、依頼書の内容に変更が生じた場合は、校長に再度申請書を提出するものとする。

第11条を削除

学区内での転居や保護者変更に伴う氏変更等